

# 「No Lombroso 委員会」について

清 水 裕 樹

- 一 はじめに
- 二 「委員会」と『二〇〇の都市』について
- 三 「委員会の活動」——ロンブローゾ博物館公開からwebサイトの「活動休止」まで
- 四 おわりに

## 一 はじめに

チエーザレ・ロンブローゾは、その研究活動の中で多くの資料を収集した。そのコレクションは二〇〇九年よりトリノ大学の「チエーザレ・ロンブローゾ 犯罪人類学博物館」で公開されている。<sup>(1)</sup> 同博物館に関する情報を集める中で、ひとつ興味深い書籍を見つけた。それは、『二〇〇の都市対チエーザレ・ロンブローゾ博物館』(以下、『二〇〇の都市』と略する)と題された、二〇一五年刊行のものである。<sup>(2)</sup> 日本の国土交通省のwebサイトによると、イタリアには二〇の州(普通州一五、特別州五)、一一〇の県、八一〇一の市がある<sup>(3)</sup>というが、一〇〇

の都市が国立大学の設置する個人コレクションを主体とする博物館に反対するということはいかなる事態であるのか。その著者<sup>(4)</sup>である「No Lombroso 委員会」(以後、「委員会」と略する)、特に事実上唯一の情報発信者である会長、ドメニコ・イアンナントゥオーニとは何者であり、いかなる活動をしてきたのかについて、『一〇〇の都市』と、「委員会」Webサイト<sup>(5)</sup>、および「委員会」を批判する視点として、二〇一四年に論争を引き起こした<sup>(6)</sup>パドヴァ大学のマリア・テレザ・ミリチアの論文、「Web上でのNo Lombroso 抗議<sup>(7)</sup>」をもとに紹介したい。

## 二 「委員会」と『一〇〇の都市』について

### 二・一 「委員会」について

「委員会」の正式名称は、実は明確ではない。「委員会」のwebサイトには、「委員会に参加する」というメニューに規程のPDF文書へのリンクがある。委員会webサイトのイタリア語版規約を見ると、「第一条 設立名称」中に「『NO LOMBROSO』技術—科学委員会」が設立される(以下略)とある。フランス語版<sup>(9)</sup>は意味内容は同一と考えられるが表記に若干の相違がある。スペイン語版は「技術委員会」と「科学」の表記が欠如している、ドイツ語版はなぜかスペイン語規約がリンク先になっている<sup>(11)</sup>。英語版のみは、「技術」も「科学」もない、「No Lombroso 委員会」となっている。さらに、「規約七条 入会の承認」で入会希望者が提出を義務付けられている入会申込用紙は、サイトの表示言語に関わらずイタリア語の同一の書式がリンクされているが、委員会ロゴと書名欄の間に「CESARE LOMBROSO」という名称の犯罪学理論と街路表記および博物館の記念の抹消のための技術科学委員会」と、規約のいずれとも異なる名称が用いられている。『一〇〇の都市』には、一〇〇ページを超える二一の付録が付されているが、なぜか規約は収録されていない。なお、同書では、「No

Lombroso 技術科学委員会」という、「No Lombroso」の部分にクォーテーションマークを用いず、代わりに斜体を用いた表記が多く用いられている。<sup>(13)</sup>

次に、「委員会」についてイタリア語版の規程よりわかることをいくつか示す。①「委員会」のロゴは、赤く縁取られた円形の輪郭の内側に、チエーザレ・ロンブローゾの顔を赤色の斜線で封鎖したものである（<sup>(14)</sup>第一條）。なお、「委員会」webサイトでは、ロゴの後に「NoLombroso.org」というwebサイトアドレスが、「No」の部分で赤色で、「Lombroso」の部分でオレンジ色<sup>(15)</sup>で、「org」の部分で灰色で囲まれた白色で表示する画像が、webサイト掲載画像のすべてに添付されている。②「委員会」本部は、「Milano, Via Bernardino Verro n. 12」に置かれる（第二條）。なお、この住所は会長イアンナントゥオーニが経営するエンジニアリング会社「MarC」の所在地でもある。③委員会は非政治的であり、営利の目的を有しない（第四條）。④委員会が目的とするのは——医師チエーザレ・ロンブローゾ（戸籍名マルコ・エゼキア・ロンブローゾ）によって定式化され、また主張された命題の科学的無価値性の認識を前提に——書籍からのロンブローゾの犯罪学的な理論の抹消と、記念となる街路表記や博物館名から「Cesare Lombroso」という名前の削除へ到達することである。加えて、戦争犯罪や人種主義に関する犯罪により、直接的間接的に有責となった人物の記念を禁止する法案の提出も求める（第五條）。⑤委員会へ加入しようとするあらゆる者は、専用の書式により申請をおこなわなければならない（第七條<sup>(15)</sup>）。

「委員会」のwebサイトには非常に多くの情報が掲載されているが、本稿では目立ったもののみを紹介する。ホームページには、「請願への署名」、「委員会への参加」、「報道」、「証言者」というメニューがあり、その下部の目立つ部分には、①「ロンブローゾに反対する署名」、②「愚行を見よ」、③「南部に対する犯罪」（太字部分はwebサイトでは大文字表記）がある。

①「ロンブローゾに反対する署名」では、「オンライン署名をしよう。メッセージ…この犯罪的な人種主義者か

ら距離を置け」と、ロンブローゾ博物館のコレクションである、多数の頭蓋骨の写真を添えて記される。

② では、「ロンブローゾ博物館は、わいせつで、非人間的で、人種主義的な博物館であり…神の否定である。これらや数百点もの身の毛がよだつような人間遺体の展示は、トリノ市にある、チエーザレ・ロンブローゾ<sup>6</sup> 犯罪人類学博物館で、数ユーロセントを支払うことで誰もが見ることができ。もしもあなたがこの愚行を止めたいならば、今すぐオンライン署名を。」というメッセージが、ロンブローゾ博物館のコレクションである、犯罪者のデスマスクや犯罪者の作成した水差しなど八点の写真とともに示される。

③ では、「南イタリアに対する犯罪(二八六一—一八八〇) ……敗北した両シチリア王国軍の兵士たちと農民たち、捕獲され、奴隷にされ、興奮した、気の狂ったようなチエーザレ・ロンブローゾの常軌を逸した研究のために首を切られる…この人物はイタリアにおいてのみ科学者という位置づけである。……勇敢な南部の兵士たちの遺体、匪賊の罪を着せられ、今なお戦利品として展示されている。このわいせつな見せ物にいかなる科学的な意義もない……」というメッセージが、カラブリアの抵抗者の制服や、抵抗者ないしならず者たちの脳、殺人犯人と推定される人物のデスマスクの写真とともに提示される。

他に、ロンブローゾ博物館の「おぞましき」や委員会の活動を伝える埋め込み動画六点が表示される。

その下部には、後述するヴィレッツラの頭蓋骨の返還をめぐる法廷闘争の経過が記され、最後に、「チエーザレ・ロンブローゾ…真の犯罪者は彼であった」と題された、ロンブローゾの研究手法の非人道性、その生来性犯罪者学説の無根拠性、優生学や科学的人種主義との結びつきを非難する文書が続く。ほかに目立ったリンクとして、「委員会」Facebook ページへのリンク、「メンバー」、「寄付」と題されたものがある。「メンバー」のリンクからは、個人とそれ以外という区分で、委員会の会員名簿が提示される。その右側には、支援を求めるメッセージとともに、イアンナントゥオーニの名前と銀行口座が画像で提示される。「寄付」のリンクからは、後述す

る欧州人権裁判所での法廷闘争の費用の支援を求めるメッセージと、破棄裁判所および欧州人権裁判所での法廷闘争に必要な目標金額六三四五ユーロという表記、またその下にこれまでの支援者の一覧が示されている。確認できる限りでは、一一四件の寄付があるが、うち一一三件は破棄裁判所での法廷闘争への支援であり、最新の寄付の日付は二〇一九年九月二三日であった。

続いて、メニューの概要であるが、「請願への署名」メニューには、送信フォームがあり、その下には署名一覧がある。最新の署名には、一〇三五〇という通し番号と二〇二五年六月三日という日付がある。署名の多くにはメッセージが付されている。比較的最近のメッセージ数件を、通し番号と年月日、署名者（webサイトには個人名が掲載されているが、本稿では姓名の頭文字のみを記す）とともに挙げる。

通し番号 署名年月日 署名者頭文字

メッセージ

10330 二〇二五年六月三日 C. B

少なくとも匪賊の展示室は閉鎖せよ

一〇三四九 二〇二五年五月一九日 L. V.

こうした場所が存在することは恥ずかしい。キリスト教の慈悲のためにそれらの人びとの適切な埋葬がなされるべきだ。愛国者である自分にとって、法律が求めるように、あのような展示は嘔吐を催すものであり非人道的だ。「今すぐそれを閉鎖せよ!!」（鍵括弧内は原文で大文字）

一〇三四七 二〇二五年二月二一日 M. S.

単に非人間的であるだけでなく、冒瀆的である。私たちの先祖が今なお展示ケースにいることは。彼らは

ふさわしい埋葬のために助けを求め続けている。いかなる魂も、このような愚行に値しないだろう。

「委員会への参加」メニューには、参加の呼びかけ文、入会申込書の宛先、とともに、委員会規程と入会申込書ダウンロードリンクがある。「報道」メニューには、委員会に関するメディア報道のほか、証言者としての参加に係る市議会決議の文書等が多数掲載される。一部の記事に対しては委員会のコメントが付されており、一部はかなり長文である。「証言者」には、委員会の中での、有名・有力な人物・団体・自治体等が紹介される。各証言者については、関係する写真(肖像・風景・ロゴなど)とともに、コメントの形式で紹介文や場合により証言者による寄稿(これもかなり長文のものがある)が掲載される。

以上の中でもホームページの目立つコンテンツ③「南部に対する犯罪」からうかがわれるように、「委員会」には(新)南部主義、とりわけイタリア統一以前の両シチリア王国(ナポリ王国)時代とその支配者ブルボン家があるべき姿と理想化する新ブルボン主義、その立場から、サルデーニャ王国による両シチリア王国の併合以後の歴史をサルデーニャ王国の正統主義者による義挙として、また統一直後の南部で発生した匪賊の反乱として知られる事件を、両シチリア王国の正統主義者による義挙としてとらえ、匪賊として南部の人びとを犯罪者視し、「虐殺」した統一イタリアの立場を正当化した装置が、ロンブローゾの人種主義であった<sup>(16)</sup>という、歴史修正主義的な色彩が色濃い。

## 二.二.二. 「委員会」会長ドメニコ・イアンナントウオーニについて

『二〇〇の都市』の表紙そでにある著者紹介によると、「委員会」会長イアンナントウオーニは、一九五三年にプーリア州で誕生。ミラノ工科大学で機械工学のラウレア学位を取得し、ミラノでエンジニアリング関係の会社

を経営する。彼は「南部のための党」の党首をつとめた南部主義者であり、二〇一七年には、「イタリア統一の犠牲者たちを記憶する日」の制定を呼びかけるオンライン署名の意思決定者（発起人）となり、一万筆以上の署名を集めた。<sup>(18)</sup>

### 二・三 『一〇〇の都市』について

『一〇〇の都市』は、大きく二部構成となっており、序論の後に、第一部「前史」が序文と八章から構成されている。第二部「現代へ」は五二の章から構成され、その後二二点の付録、巻末の参考文献が付されている。総ページ数は五〇〇ページを超える。

第一部は、歴史小説仕立てで、「委員会」のメッセージを伝えるものとなっている。一八〇六年三月九日、カンプテネーゼの戦いで、ナポリ王国軍伍長フランチェスコ・ヴィレッラが戦死した。フランチェスコには一歳の子ジュゼッペがいた。<sup>(19)</sup> フランス軍のシチリア侵攻を止めるため、父親の死を知ったジュゼッペが志願兵としてゲリラに参加した、<sup>(20)</sup> というのがそのおまかな内容である。清水は「委員会」とその背景を知らずに『一〇〇の都市』を読み始め、正直なところしばらくの間不審さを感じていた。しかし、このジュゼッペ・ヴィレッラこそが、ロンプローズの生来性犯罪者説の着想のもととなり、「委員会」の活動のひとつの軸となった人物であった。

第二部は「委員会」成立前史より、二〇一四年六月までのその活動が記されている。その内容については、次章で紹介する。

### 三 「委員会の活動」——ロンブローズ博物館公開からwebサイトの「活動休止」まで

本章では、「委員会」がどのような状況で生まれ、どのような活動をしたのかを、主として『1000の都市』に基づいて時系列順に紹介する。『1000の都市』に記されていない、2014年七月以後の出来事は、「委員会」webサイトに基づいて紹介する。なお、上述するように、本稿が作成されている2025年現在にも、「委員会」webサイトでは署名やコメントを受け付けている。しかしながら、「委員会」によるwebサイトの更新は、「証言者」メニューへの2022年五月一九日の記事追加を最後に更新が停止されている。

#### 三・一 委員会成立まで

ミリチアが「No Lombroso 抗議」と呼ぶ、ロンブローズ博物館への抗議活動は、ロンブローズ博物館が常設の博物館として一般公開される2009年一月にはじまる。<sup>(21)</sup>

心理学者ミケーレ・イアンネッリは、トリノでロンブローズ博物館に抗議するデモを実現する意思表明をし、当時「No Lombroso 抗議」のもうひとりを中心人物とされたジャンルーカ・ボッツェッリ、さらにナンド・デイチエーととともに、2010年一月末までにデモを実施するべく、Facebook上に抗議運動の調整を行う最初のグループである、「トリノのロンブローズ博物館に反対する南部の人びと」を開設した。<sup>(22)</sup> デモの日程は、2010年五月八日に設定され、ヴィチェンツァの日刊紙、『イル・ジオルナレ・デイ・ヴィチェンツァ』は、2010年一月三日に、上記Facebookグループが数日の間に1300名を超えるデモへの賛同者を集めた、と報じた。<sup>(24)</sup> 五月八日午前10時、トリノのヴィットーリオ・ヴェネト広場に、「多くはない」参加者が集まり、ピエトロ・ジュリア通りのロンブローズ博物館入口まで行進し、数名の参加者が入り口脇で献花をおこなった。<sup>(25)</sup>

デモに先立つ四月一三日、イアンナントウオーニは「南部のための党」代表という立場で、ミラノ市長らに宛てて同市の街路である「チエーザレ・ロンブローゾ通り」という街路名称の廃止を求める書簡を発信した。<sup>(26)</sup>

五月八日のデモ終了後、現実のデモ参加者の少なさを受けてイアンナントウオーニは、「委員会」設立をもくろむ。<sup>(27)</sup>五月二五日をwebサイト開設予定日とし、イタリア語、英語、フランス語、スペイン語、ドイツ語のページが準備されることとなった。五月一日、写真撮影禁止であるロンブローゾ博物館にイアンナントウオーニ、ローデサーニ、パオロ・イアンナントウオーニ、フェルディナンド・マツラマーチの四名が潜入し、webサイト掲載用の写真を撮影、五月二三日にマルコ・イアンナントウオーニによりwebサイトが公開された。サイトには、博物館で撮影された写真と、パスクァーレ・スクイティエーリ監督の一九九九年の映画「彼らは匪賊と呼ばれた！」の一部をつなぎ合わせた動画が掲載された。<sup>(28)</sup>また、ローデサーニ、イアンナントウオーニ、アントニオ・ムラトリー（弁護士）、ミケレ・イアンネッリ、アメデオ・コラチーノ<sup>(30)</sup>（弁護士・モッタ・サンタ・ルチア市長）、ミケレ・デイ・チエーザレ（弁護士・教員）、スキラルデイ（弁護士）の八名の創設メンバーにより、「委員会」の規程作成が準備された。<sup>(32)</sup>「委員会」の計画着手時点で、ともに南部主義を代表するジャーナリストであり作家である、リーノ・パトゥルーノとピーノ・アプリーレが証言者として委員会に参加した。<sup>(33)</sup>六月末には、委員会のFacebookページが開設された。<sup>(34)</sup>

「一〇〇の都市」および「委員会」webサイトからは、「委員会」の設立日を明確に確認できないが、イタリア語版規程第六条「会員の要件」では、「委員会」の活動が実質的に発足した日を、ロンブローゾ博物館に対するデモを実施した五月八日としている。

三二二、「委員会」の活動(二)——「チエーザレ・ロンブローゾ」という名称の削除・変更を求めるもの  
 「委員会」は、多様な行動をおこなったが、そのひとつが「委員会」の名称にも用いられた、ロンブローゾ、またそれと関連する名称を削除・変更することを求めるものであった。

上述したように、「委員会」発足前からイアンナントウオーニはミラノ市に対してそれを働きかけている。

これも委員会発足に先立つ二〇一〇年四月二三日、ローマで「私たち」(個人名は明記されていない)は「価値あるイタリア」に所属するシチリア選出の下院議員、ドメニコ・シリポージェティとロンブローゾ博物館に関する意見交換をおこなった、同年六月二三日、シリポージェティ議員は街路表記からロンブローゾの名を削除することを求める首相および内務大臣に対する質問状を提出した。<sup>(35)</sup>

議会質問後、会長イアンナントウオーニは、三〇人以上の市長に街路表記よりロンブローゾの名を抹消することを求める書簡を発信し、トリノ市の市長セルジオ・キアンパリーノ他、いくつかの自治体担当者から回答が寄せられた。<sup>(36)</sup>

二〇一一年三月二四日、サレルノ県エボリ市議会は、同市の街路表記のうち、「チエーザレ・ロンブローゾ通り」を「クアルタ・エボリターナ通り」へ改名する決議をおこなった。<sup>(37)</sup>

二〇一二年三月一九日、カタニア県のカステイリオオーネ・デイ・シチリア市議会は、全会一致により、委員会への参加と、同市にある「アルフレード・ニチエーフォロ<sup>(38)</sup>中学校」を、「ヨハネ・パウロ二世包括教育機関」へ改名する決議をおこなった。<sup>(39)</sup>

### 三三三、「委員会」の活動(二)——ヴェレッタの頭蓋骨返還をめぐる法廷闘争

「委員会」は、二〇一〇年七月一七日、シリポージェティ議員を代表とし、コラチーノ市長、ロンブローゾ博物館

に保管されている、引き取り手のない遺骨の埋葬を申し出たサニター・デイ・ナポリ教区司祭、アントーニオ・ロツフレードらを含む派遣団を組織し、ロンブローゾ博物館への公式訪問を実施した。派遣団は、館長であるトリノ大学歴史学科教授シルヴァーノ・モンタルド、トリノ大学医学部薬理解剖学・法医学教授ジャンカルロ・パソニツィーカの案内で館内を見学し、その後保管されている遺骨の展示の是非について質疑応答をおこなった。<sup>(40)</sup>

七月二十六日、シリポティ議員は「匪賊」ヴィレッツラの遺骨を、ロンブローゾ博物館に収蔵されているその他の遺骨について、家族および出身地へと埋葬のために速やかに返還するための働きかけをする意思を問う質問状を司法省と文化財文化活動省に宛てて提出し、九月一四日には、ロンブローゾ博物館に展示されている遺骨を埋葬のために出身地へ返還する手続きをとるよう求める質問状を内務省、教育大学研究省、青少年省に対して提出したが、返答は得られなかった。<sup>(42)</sup>

一二月三〇日、ラティーナ県ソニンノー市議会は、出席した議員一三名の全会一致で、ロンブローゾ博物館に「匪賊ガスパローネ」として展示されているアントーニオ・ガスパローネの遺骨及び遺品の返還を求める決議をおこなった。なお、同市にはガスパローネ姓は多く、市長もジーノ・チェーザレ・ガスパローネという名であった。<sup>(43)</sup>

「委員会」は、コンゴ民主共和国の国連領事セルジュ・ボレ・ボクワンゴの紹介により、ロンブローゾ博物館公開の人権侵害性を訴え、また国連がイタリア政府に対して関係する人権保護上の取組みをするよう働きかけることを求める、国連人権高等委員会事務局宛の書簡を発信した。同内容の書簡は欧州評議会人権委員会へも発信された。二〇一一年七月一日、国連人権高等委員会事務局からの返信がなされた。

二〇一一年一〇月、司法省刑事施設行政局より、「委員会」からの、ヴィレッツラの頭蓋骨の死後解剖手続きに関する問い合わせへの回答の書簡が、委員会へ発信された。司法省担当者として「委員会」担当者の電話による情報

交換の後に発信された同書簡によると、一九世紀後半以降に刑事施設で没した被收容者の遺体の利用の問題に関して、犯罪人類学の科学的な方式に基づいて、異常を確認する目的で、死後解剖に付すために、被收容者の遺体を「科学的な」目的で大学医学部が請求することを許可することが可能であったことは確認できるが、ロンブロー博物館にそうした標本を保管できるという証拠は司法省にはないという回答であった。また、司法省刑事施設行政局の犯罪学博物館では、死者に対する「あわれみ」に、また関連する諸規則への義務的な尊重に資するのであれば、適切な埋葬のために子孫やその郷里へ返還できると考えており、実際一九三一年以来同館に保管されていたサルヴィア（現ポテンツァ県サヴォイア・ディ・ルカーニア市）のジョヴァンニ・パッサナンテの頭蓋骨と脳は、二〇〇六年に出身地であるバジリカータ州からの請求に基づいて引き渡された<sup>44</sup>。

司法省犯罪学博物館職員のアッスンタ・ボルツァッキエツは、「委員会」の求めに応じて、報告書「一九世紀における科学的な目的による、刑事施設で死亡した被收容者の遺体の利用について」を作成した。内務省は、規則「内務省、刑事施設総局、第八区分、第一部、n. 42948-36-1-A、一八八五年九月一四日」で、①申請者が、当該刑事施設長によって定められた一定の期限内に、当該遺体を返還すること。②大学の編集による検死報告書を、刑事施設規則四三八条に規定された様式により作成すること。③学長により確認を受けて、刑事施設管理を、刑事施設規則四三八条に規定された様式により作成すること。④学長により確認を受けて、刑事施設管理から外れた遺体は、移動や付随に関するすべての費用について大学が負担するとともに、刑事施設規則四三九条に定められているように、葬儀埋葬に係る費用も大学が負担すること、を条件に、大学医学部外科医学部が刑事施設で死亡した被收容者の遺体を科学研究目的で取得可能である、と定めていた。また、一八六三年一月一三日刑事施設規則第四三九条は、刑事施設において没した受刑者の埋葬は、貧者の様式で、また当該教区における憐れむべき他の死者に対して行われるのと同様に実施されるべきである。施設の司祭は、それぞれの死者に対して冥福を祈るミサを執り行う義務がある、と定めていた<sup>45</sup>。また「報告書」では、別な司法省規則は「解剖の執刀に

際して何らかの重要な異常が見いだされた場合には、ローマのレジーナ・チェリ刑務所へ移送して、そこにすでにある他の標本と一緒にし、貴重なコレクションとなるように保管するために、大学とともに同一の必要な合意をして「略」と定めていたが、一八九二年にロンブローゾは当時の首相アントーニオ・スタラツピアにかけあつて、レジーナ・チェリ刑務所にあつた標本をすべてトリノの博物館のために持ち出した。以上より、ロンブローゾの人間遺体のコレクションについては、一八八三年の規則制定前のものについては法的な根拠がなく、それ以後のものについては、重要な異常の証明が必要なはずである、とした。<sup>(46)</sup>

一月二三日、「委員会」はトリノ地方検察庁へ、ロンブローゾ博物館における人間遺骨の展示に関して違法がないかの捜査を求める公開告発状を発信した。<sup>(47)</sup>

コラチーノ市長とカタンツァーロ県の知事、アントーニオ・レブッチの面会をきっかけに、レブッチ知事は「委員会」の活動に関心を抱き、県庁舎で「委員会」メンバーと県職員の面談がなされた。その後の二〇一二年一月四日、レブッチ知事は、内務省に対して、ヴィレッラの遺骨の返還に理解を示し、可能な対応を求める書簡を発信した。<sup>(48)</sup>

二〇一二年三月二七日、中道連合所属でカラブリア選挙区選出の下院議員ロベルト・オッキウートは、大学研究省、文化財文化活動省、および司法省に対して、ロンブローゾ博物館に今なお保管されている人間の遺骨等の返還が速やかになされるために、どのような、またどれだけの期間内に対応が可能であるかを尋ねる四度目の質問書を議会に提出した。<sup>(49)</sup>

六月七日、「委員会」は国際博物館会議（ICOM）イタリア支部に対して、ロンブローゾが同会議の職務倫理規程に違反していることについての協力を求める書簡を発信した。<sup>(50)</sup>

「委員会」は、ロンブローゾ博物館が「取得しようとする博物館が有効な権利を保有できることを納得しない

限り、品物あるいは資料を購入、寄贈、貸与、遺贈または交換によって取得するべきでない。」とする「イコム職務倫理規程」の二条二項に、また、「遺骸および神聖な意味のある資料を公開陳列から撤去するよう、それらの資料が由来する地域社会から要求されたときは、尊敬と感性を持って迅速に応じなければならぬ。そのような資料の返還の要求にもまた同様に応じなければならない。博物館の方針は、そのような要求に応えるための手続きを明確に示さなければならない。」と規定する同規程四条二項に違反すると判断していた。<sup>(51)</sup>

一〇月八日、ICOMイタリア支部より、ヴェレッラはイタリア市民であり、出身の市へ遺体を返還する必要はない旨無記名の書簡で「委員会」への回答があった。<sup>(52)</sup>一〇月二日に「委員会」は反論の書簡を発信するとともに、十一月三日にはパリのICOM本部事務局へイタリア支部が適切対応を求める書簡を発信した。<sup>(53)</sup>

モッタ・サンタ・ルチア市は、ロンブローゾ博物館とトリノ大学に対してヴェレッラの頭蓋骨の返還を求める法廷闘争に入った。『二〇〇の都市』では詳細が不明な部分も多いが、「委員会」に関係する記載としては、五月三〇日にラメツィア・テルメ地方裁判所で実施される口頭弁論で、「委員会」が原告側の参加人として加わるようになった。<sup>(54)</sup>

第一審判決は、二〇一二年一〇月三日に言い渡された。内容は、ロンブローゾおよびトリノ大学が遺骨の博物館での保管をできる法的な根拠がないという、司法省の報告をもとに、トリノ大学がモッタ・サンタ・ルチア市にヴェレッラの頭蓋骨を返還すること、またその輸送と埋葬の費用の支出をすることを認めるものであった。<sup>(55)</sup>第一審判決に対して、トリノ大学はヴェレッラの頭蓋骨がロンブローゾ博物館のコレクションとして不可欠な文化財であることを理由に、即座に控訴した。<sup>(56)</sup>控訴審はカタンザーロ控訴裁判所で実施されることとなったが、第一審の判決に基づく命令執行の即時停止を認め、第一回の口頭弁論期日を二〇一三年三月に設けること、二〇一四年一二月に判決が予定されることとなった。<sup>(57)</sup>

「委員会」は、トリノ市の市長、市議会、文化活動監督官、トリノ大司教に対してヴィレツラをはじめとするロンブローゾ博物館に保管されている遺骨等の返還と埋葬を実現するための働きかけを要請した。市議会議員の中には、委員会に賛同するものもあらわれた。<sup>(58)</sup> また、トリノ大司教秘書局は、二〇一三年三月二〇日発信の書簡で、大司教自身が博物館の遺体の返還と埋葬に関して理解を示していることを伝えた。<sup>(59)</sup>

ヴィレツラの頭蓋骨の返還をめぐる訴訟と関連して、『ラ・スタンパ』、『ラ・レップブリカ』、『コリエレ・デラ・セーラ』のような全国規模の日刊紙を含め、多数の報道がなされた。<sup>(60)</sup>

二〇一四年に、ヴィレツラの頭蓋骨をめぐって、「委員会」とパドヴァ大学のミリチアとの間にひとつの論争が生ずるところとなった。

「委員会」の主張するところによると、会長イアンナンツォ・アントーニオ・チェフアリーは、二〇一一年以降コラチーノ市長の依頼で、モッタ・サンタ・ルチア市とその教区にある記録、またヴィレツラが没したパヴィア市のサン・マッテオ病院の記録の対照から、ヴィレツラの人物像を調査し、ヴィレツラは犯罪とは無関係であるという結果を出したが、カラブリア出身のミリチアは、ヴィレツラがニワトリを盗んだ犯人であるという結論を出すところとなったとする。<sup>(61)</sup>

他方でミリチアは、歴史学者としての調査の結果として同時期に著書を刊行した。<sup>(62)</sup> ミリチアは、ヴィレツラの身分的な同一性の再構築は、「委員会」の代表者たちには非常に喜ばしくない詳細を明るみに出した。つまりその匪賊は、ピエモンテの侵略者たちに対する戦いにおける両シチリア王国正統主義の英雄ではなく、すでに窃盗のため一八四四年に両シチリア王国の大刑事法廷において有罪判決を受けたひとりの貧しい泥棒に過ぎなかったと結論づける<sup>(63)</sup>とともに、コラチーノ市長がヴィレツラの子孫であるという主張についても、「匪賊」の土地の誰であろうと、誰が、また少なくとも誰がかつてその親族であったかについて、わずかな考えも持たなかったとし

て、その真実の身分登録上の自己同一性が明るみに出るとは決してないとの確信を有するとしている。<sup>(64)</sup>

両者の対立については、ジャーナリストのマッシモ・ノヴェツリが三月二十八日に『ラ・レブプブリカ』紙に「ロンブローゾに関する最近の議論。彼を弁護する女性研究者への脅迫」という記事を記し、それがモッタ・サ  
ンタ・ルチア市の市議会選挙で反市長派を優勢にする結果となった。<sup>(65)</sup>

四月九日、カラブリア大学政治学部で「ロンブローゾと匪賊。過去の再構築と歴史の公的使用」と題された円  
卓会議が、ミリチア、モンタルド、ニューヨーク市立大学教授メアリ・ギブソンらの参加する中でおこなわれた。<sup>(66)</sup>  
なお、翌二〇一五年に刊行された、モンタルドが編集するロンブローゾ博物館の収蔵資料を開設する書籍の中で、  
ミリチアはヴィレッツラの頭蓋骨の解説を担当するところとなった。<sup>(67)</sup>

また、四月一二日には、モッタ・サンタ・ルチア市でイアンナントウオーニとチェファリーによる、またミリ  
チアによる二冊の書籍の刊行イベントが、コラチーノ市長の主催で開催され、両当事者は直接対面するところと  
なった。<sup>(68)</sup>

時は戻るが、二月一四日、ヨーロッパ人民党（フォルツァ・イタリア）所属のアルド・パトリチェツコ欧州議  
会議員が、ロンブローゾ博物館の不寛容・暴力・人種主義が欧州連合の価値と反することから、関係する欧州連  
合の機関がイタリア政府へ働きかけを行うことを求める質問状を提出した。<sup>(69)</sup>

六月三日、欧州委員会のヴィヴィアン・レディングは、パトリチェツコ欧州議会議員の質問状への回答として、  
欧州委員会があらゆる差別・人種主義・ゼノフォビアを容認しないこと、ただし本件の解決はイタリア国内の司  
法機関にゆだねられるべきであるとの回答を示した。<sup>(70)</sup>

七月一六日、五つ星運動に所属するトリノ選挙区選出の下院議員エレオノーラ・ベキスとコゼンツァ選挙区選  
出の下院議員セバステイアーノ・バルバンティが、文化財文化活動観光省に対して、ロンブローゾ博物館の遺骨

等の返還を求める質問状を提出した。<sup>(71)</sup>

「委員会」webサイト二月二二日掲載記事は、ヴィレツラ頭蓋骨返還裁判の控訴審判決が二〇一六年四月五日に延期されることを伝えた。

二月一五日、ICOM本部の会長とICOM倫理委員会会長の連名の書簡により、ICOMが組織として、ロンブローゾ博物館がICOM職業倫理規範に反しないとするICOMイタリア支部の立場を支持する旨回答し、「委員会」はこの回答に対して二〇一五年一月三日付の文書で反論した。<sup>(72)</sup>

二〇一五年五月二四日、カラブリア州議会議員のオルランディーノ・グレーコとセルジオ・フランコがミラノで「委員会」会長と面会し、五月二六日には、同じくカラブリア州議会議員のミットモ・ベヴァックアが委員会への支持を表明した。<sup>(73)</sup>

六月一〇日、グレーコ、フランコ両カラブリア州議会議員がロンブローゾ博物館を訪問した。<sup>(74)</sup>

一〇月二八日、「委員会」は「ロンブローゾ博物館を閉鎖するな」というロンブローゾ博物館側のweb請願実施に対して警告文を掲載した。<sup>(75)</sup>

二〇一七年五月一七日、カタンザロ控訴裁判所はヴィレツラの頭蓋骨をめぐるモッタ・サンタ・ルチア市の訴えを退ける判決をおこなった。<sup>(76)</sup>同日、コラチーノ市長は破棄裁判所および欧州人権裁判所でヴィレツラの頭蓋骨の返還を争う決意を示した。<sup>(77)</sup>

二〇一九年六月一九日、破棄裁判所はモッタ・サンタ・ルチア市の請求を棄却する命令をおこなった。<sup>(78)</sup>

カンパーニア州議会議員エンリコ・ボレッリが、九月二六日の書簡で、九月二五日よりトリノの映画博物館で開催されている、ロンブローゾ博物館のコレクションを展示する企画展示「ロンブローゾの顔」を批判した。<sup>(79)</sup>

二〇二〇年二月一六日、「委員会」webサイトホームページに、「重要な伝達事項」として、欧州人権裁判所

でのヴィレッラの頭蓋骨の返還訴訟が不可能となったことが掲載された。これが、「委員会」自体の活動の報告としては、事実上最後のものとなった。

二〇二二年五月一六日、バジリカータ州選出の上院議員、サヴェーリオ・デ・ボニスが、「トリノのロンブローゾ博物館を閉鎖せよ、人種主義だ」と発言した記事が掲載された。<sup>(82)</sup>

### 三、四、「委員会」の活動(三)——「証言者」集めと「二〇〇の都市」計画

「委員会」は、その発足当初より活動の宣伝にとり価値が高い人物や団体を「証言者 (testimonial)」として会員に加えていった。「証言者」の中でも、特に「委員会」は在住する会員の協力などにより自治体に対して積極的な働きかけをおこなった。

二〇二一年一月二七日に、北部の、また自治体として最初に委員会への参加決議をおこなったのは、コモ湖のほとりにあるレッコ県のヴァルマドレーラ市議会であった。両親がカラブリア出身の市議会議員であり、委員会の会員でもあった、エミリオ・ザンガリーの働きかけがその背景にあった。<sup>(83)</sup>

当初は北部の市に限定されていた「委員会」への参加は、二〇二二年一月のベネヴェント県ブッチアーノ市議会による参加決議<sup>(84)</sup>、中学校の名称変更で言及した三月一九日のカターニア県カステイリオーネ・デイ・シチリア市議会の決議以後、広がりを示すところとなる。

二〇二一年に委員会に証言者として参加したものの中には、歌手ミーモ・カヴァッロ、作家であり、俳優、舞台監督であるロベルト・ダレッツサンドロ、劇作家、俳優、監督であるルイジ・アンジウーリ、作家でありジャーナリストであるジジ・デイ・フィオーレがおり、彼らの詩や文章は「委員会」webサイトに掲載されている。<sup>(85)</sup>

二〇二二年二月二四日、トリノ大司教健康司牧事務局は、トリノ大司教がロンブローゾ博物館再公開について

の「委員会」からの情報提供を感謝する意を表明したと、事務局が大司教の名において関係する問題を注視したいという書簡を発信した。<sup>(86)</sup>

三月二十九日、カタンザーロ市の映画ライブラリでセルジオ・コラボーナによる二〇一一年の映画、「パツサナnte」の上映会とトークセッションがおこなわれた。<sup>(87)</sup> イアンナントウオーニ、オッキウート議員らとともに参加した、価値あるイタリア選出のカラブリア州議会議員ジュゼッペ・ジオルダーノは、イベント後にカラブリア州議会が「委員会」に賛同するように決議をおこなうための取組みをおこなうことを約束した。<sup>(88)</sup>

「一〇〇の都市対 ッチューザレ・ロンブローゾ博物館」計画（「一〇〇の都市計画」と略する）は、二〇一二年一〇月のヴィレッツラの頭蓋骨返還訴訟第一審判決へのトリノ大学側の控訴を受けて、二〇一六年四月のカタンザーロ控訴裁判所での控訴審判決宣告へ向けて、二〇一三年一月より「委員会」が着手したものである。これは、全国八〇九二ある市のうち一〇〇の市に委員会への参加を求めることで、ロンブローゾ博物館に対する委員会の道徳的な正当性を訴えるものであった。<sup>(89)</sup>

二〇一三年中に、カラブリア州、カタンザーロ県を含む八三の都市、トリノ大司教を含む五名の大司教の参加が認められた。<sup>(90)</sup> 一般の人々に知られた著名人としては、特にフォークロアのグループを中心とするミュージシャンの参加が目立ち、同年中に三〇組以上が「委員会」に参加した。<sup>(91)</sup> また、前述した「匪賊ガスパローネ」と同じソンニノ出身で、一九八二年にはイタリア代表としてワールドカップの優勝メンバーとなった、サッカー選手アレックスサンドロ・アルトベッリが委員会に参加するところとなった。<sup>(92)</sup>

二〇一四年六月末、委員会へ参加する都市の数は一〇〇を超えた。<sup>(93)</sup>

「委員会」webサイトの一月一日掲載記事によると、委員会に参加する都市の数は二二〇に達した。<sup>(94)</sup>

## 四 おわりに

以上に、「委員会」の活動について紹介した。「委員会」がなぜロンブローゾ博物館に抗議するのか、その抗議の背景にあったのは何であったのか。南部に所在するものがほとんどであったとはいえ、一〇〇を超える自治体が「委員会」に賛同した背景には何があったのか。本稿では、「委員会」の活動を追うことのみしかできず、その背景事情までには迫ることができなかった。とはいえ、会社経営者にして政治団体の代表もつとめたイアンナントゥオーニという人物が、その人脈や資金力を用いて政治家や芸能人も巻き込む非常に政治的な活動をおこなったことが、その記録からは読み取れる。

イタリアという国が統一国家となった経緯が抗議活動と緊密に結びついていたこと、「南部問題」が今なお解決していないこと、その「元凶」のひとつとしてロンブローゾがとらえられており、「委員会」の意図とは反するかもしれないが、委員会のロゴ自体がロンブローゾの顔写真を用いているように、今なお「アイコン」として利用され続けていることがこのたびの研究から得た学びであった。

(1) 博物館公式 web サイト (<https://www.museodombrosounio.it/>、二〇二五年九月二〇日閲覧) では、英語およびイタリア語でさまざまなコンテンツが提供されている。中でも“EPISTOLARIO” (書簡集) というメニューからは、“#LOMBROSOPROJECT”として一八六〇年より一九〇九年までのロンブローゾ発信書簡のデータベースなどを見ることが出来る。

(2) Lannantuoni et al. [2015].

(3) <https://www.milc.go.jp/kokudokeikaku/international/spw/general/italy/index.html>. 本稿において、参照した web サイトの最終閲覧日は、いずれも二〇二五年九月二〇日である。

- (4) 『100の都市』は、「委員会」会長イアンナントウオーニに加えて「委員会」創設メンバーである、元小学校教員ロッサーナ・ローデサーニ、弁護士フランチェスコ・アントーニオ・スキラルデイの三名を著者としているが、執筆分担等は明示されていない。
- (5) [www.nolombroso.org/](http://www.nolombroso.org/) サイト (二〇二五年九月二〇日閲覧。以後の参照も閲覧日は同一である) には、英語、イタリア語、フランス語、スペイン語、ドイツ語のページが準備されているが、一部コンテンツはイタリア語のみでの提供である。本稿でも、特に注意のない限り、イタリア語版のページを参照した。なお、委員会には「facebookのページ」(<https://www.facebook.com/nolombroso/>)もあるが、『100の都市』にはwebサイトのみが紹介されていることから、本稿ではwebサイトのみを参照した。
- (6) 論争については後述する。
- (7) *Milicia* [2014A]. 大学webサイトによると、著者は現在同大学准教授である (<https://www.unipd.it/en/contacti/rubrica/?detail=Y&ruolo=1&&checkou=Cerca&persona=MILICIA&key=3366246A3B8DC9C2C8D581CFA44F0E89>)。なお、特に注記のない限り、人物の肩書等は、出典当時のものである。
- (8) [https://www.nolombroso.org/statuto\\_no\\_lombroso\\_it.pdf](https://www.nolombroso.org/statuto_no_lombroso_it.pdf)
- (9) [https://www.nolombroso.org/statuto\\_no\\_lombroso\\_fr.pdf](https://www.nolombroso.org/statuto_no_lombroso_fr.pdf)
- (10) [https://www.nolombroso.org/statuto\\_no\\_lombroso\\_es.pdf](https://www.nolombroso.org/statuto_no_lombroso_es.pdf)
- (11) ドイツ語版のホームページURL (<https://www.nolombroso.org/de/>) を参考に“[https://www.nolombroso.org/statuto\\_no\\_lombroso\\_de.pdf](https://www.nolombroso.org/statuto_no_lombroso_de.pdf)”と入力するも、ドイツ語版の規程は表示されなかった。
- (12) <https://www.nolombroso.org/adesione.pdf>
- (13) 例えば、同書の表紙および裏表紙そでの著者紹介を参照のこと。
- (14) *Tannantoni et al.* [2015] の裏表紙にも、ロゴを含むサイト表示の画像が記されている。
- (15) 「委員会」webサイトの入会希望者向けページ (<https://www.nolombroso.org/it/comitato/>) では、ダウンロードした入会申込用紙をプリントアウトしたものを、郵送にて規程第二条にあるミラノのイアンナントウオーニ会長あてに送付することを求めている。なお、入会申込用紙には、規程第五条とほぼ同様な文章が記されている。

- (16) ロンブローゾがヴェレッラをはじめとしたイタリア南部の人びとの人種主義の成立に大きな貢献を果たしたことは、北村 [2005] pp. 46-53 を参照のこと。
- (17) Iannantuoni et al. [2015], p. 167.
- (18) Iannantuoni, Domenico, "Il Giorno della Memoria per le vittime dell' Unità d'Italia", <https://www.change.org/p/il-giorno-della-memoria-per-le-vittime-dell-unit%C3%A0-d-italia>.
- (19) Iannantuoni et al. [2015], pp. 25-26.
- (20) Iannantuoni et al. [2015], p. 51.
- (21) Milicia [2014A] pp. 266-267 によると、一九八五年にロンブローゾ博物館のコレクションがトリノの国立映画博物館で企画展示「科学と罪」として一般公開された際には、南部の人の誰も注目しなかったという。
- (22) Iannantuoni et al. [2015], p. 163.
- (23) Milicia [2014A] p. 269.
- (24) Iannantuoni et al. [2015], p. 163.
- (25) Iannantuoni et al. [2015], pp. 168-169. なお、Milicia [2014A], p. 277 によると、当時は「No Lombroso」運動ではなく第二線の人物であったイアンナントゥオーニが、「書籍の記述からのチェーザレ・ロンブローゾの犯罪学理論の公式な削除とあらゆる記念的な街路表記および博物館名称からの「チェーザレ・ロンブローゾ」の名の抹消のための技術科学委員会」設立をもくろんで、市民運動「南部のための党」の旗を先導して参加していた、という。
- (26) Iannantuoni et al. [2015], p. 167. なお、書簡の内容は同書「付録 3」(pp. 433-436) として収録されている。
- (27) Iannantuoni et al. [2015], p. 174.
- (28) [https://www.youtube.com/watch?v=g-UJIM-JbW0&ab\\_channel=perisud](https://www.youtube.com/watch?v=g-UJIM-JbW0&ab_channel=perisud)
- (29) Iannantuoni et al. [2015], p. 175.
- (30) ロンブローゾ博物館でのメモの発起人と同一人物と思われるが、ここでは「医師」と表記されている。
- (31) コラチーノ市長は、ヴェレッラの母方のひ孫であると名乗っている (Milicia [2014A], p. 281)。
- (32) Iannantuoni et al. [2015], pp. 176-177.

- (33) Tannantuoni et al. [2015], pp. 179-180.
- (34) Tannantuoni et al. [2015], p. 182.
- (35) Tannantuoni et al. [2015], p. 186. 質問状の内容は、同書「付録五」(pp. 441-444) として収録されている。
- (36) Tannantuoni et al. [2015], pp. 187-193.
- (37) Tannantuoni et al. [2015], p. 234.
- (38) 同市に生まれたニチエーフォロが、南イタリアに関するもっとも極端な人種主義的な議論をおこなった、という評価がある(北村 [二〇〇五] pp. 57-69を参照のこと)。
- (39) Tannantuoni et al. [2015], pp. 314-315. 他方で学校当局がこの市議会決議を認めない趣旨の週刊誌記事の画像が「委員会」webサイトに掲載されている([https://www.nolombroso.org/press/IL\\_GAZZETTINO\\_13042013.jpg](https://www.nolombroso.org/press/IL_GAZZETTINO_13042013.jpg))。なお、文部省が提供する教育情報提供サービス“Unica”では、「アルフレード・ニチエーフォロ中学校」の名を確認できる(<https://unicaistruzione.gov.it/cercatascuola/istituti/CTMM83202V/alfredo-niceforo/>)。
- (40) Tannantuoni et al. [2015], pp. 195-203.
- (41) Tannantuoni et al. [2015], p. 225. 質問状の内容は、同書「付録6」(pp. 445-447) として収録されている。
- (42) Tannantuoni et al. [2015], p. 226. 質問状の内容は、同書「付録7」(pp. 449-450) として収録されている。
- (43) Tannantuoni et al. [2015], p. 232.
- (44) Tannantuoni et al. [2015], pp. 288-289. パッサナントは一八四九年二月一九日に国王ウンベルト一世を襲撃したことで死刑判決(のちに無期徒刑に変更)を受け、ロンブローゾの没後である一九一〇年二月一四日にモンテラーポ・フィオレンティーノ刑務所で死亡した。パッサナントの遺体は、ロンブローゾの娘婿であるマリオ・カッラーラによって死後解剖を受け、その遺体はローマの犯罪学博物館に展示された(Tannantuoni et al. [2015], p. 298)。
- (45) Tannantuoni et al. [2015], p. 290.
- (46) Tannantuoni et al. [2015], pp. 290-291.
- (47) Tannantuoni et al. [2015], p. 245. 公開告発状の内容は、同書「付録8」(pp. 451-453) として収録されている。
- (48) Tannantuoni et al. [2015], pp. 293-297.

- (49) Tannantuoni et al. [2015], p. 328.
- (50) Tannantuoni et al. [2015], p. 332. なお、同書「付録13」として書簡の内容が収録されている。
- (51) Tannantuoni et al. [2015]. なお、国際博物館会議日本支部 web サイトに掲載されている二〇〇四年改訂版 ([https://icomjapan.org/wp/wp-content/uploads/2020/03/ICOM\\_code\\_ofethics\\_JP.pdf](https://icomjapan.org/wp/wp-content/uploads/2020/03/ICOM_code_ofethics_JP.pdf)) では、後者の条文の番号が四条四項に改正されている。
- (52) Tannantuoni et al. [2015], p. 333-335.
- (53) Tannantuoni et al. [2015], pp. 336-340. 同書「付録14」(pp. 479-480) とし、一月三日発信の英語による書簡の内容が収録されている。
- (54) Tannantuoni et al. [2015], pp.341-342. 同書「付録15」(pp. 481-486) とし、弁護士カテリーナ・エジェオの五月四日付裁判所あつ書面の内容が収録されている。
- (55) Tannantuoni et al. [2015], pp. 345, 351-352.
- (56) Tannantuoni et al. [2015], pp. 355-356.
- (57) Tannantuoni et al. [2015], p. 361.
- (58) Tannantuoni et al. [2015], p. 364. 同書「付録18」(pp. 495-496) とし、市議会議員ドメニコ・マンゴーネによる二〇一三年一月一日の市議会への動議が収録されている。
- (59) Tannantuoni et al. [2015], p. 365.
- (60) Tannantuoni et al. [2015], pp. 367-372 には、六〇件の記事情報が挙げられている。その大部分を、「委員会」web サイトの「報道」メニューから見ることが出来る。
- (61) Tannantuoni et al. [2015], pp. 392-397. なお、ヴィレッラの頭蓋骨の調査については、Tannantuoni/Cefali (2014) に詳しく記されている。同書は電子書籍としてのみ刊行されている。
- (62) Milicia [2014B].
- (63) ヴィレッラの身元を明らかにする部分については、Milicia [2014B], pp. 48-60 への引用がなされている。
- (64) Milicia (2014A), p. 281.

- (55) Tannantuoni et al. [2015], pp. 400-401. 空海「同書四〇四ページ」市長自身は再議されたところ。
- (56) Tannantuoni et al. [2015], pp. 401-402.
- (57) Miflicia [2015].
- (58) Tannantuoni et al. [2015], pp. 403-404.
- (59) [https://www.nolombroso.org/press/Interrogazione\\_Lombroso\\_commissioen\\_europea\\_Pagina\\_1.jpg](https://www.nolombroso.org/press/Interrogazione_Lombroso_commissioen_europea_Pagina_1.jpg) 「委員会」webホームページ「1101 西洋 calendar 11 日 4 時 45 分 11 日 11 日 11 日 11 日」掲載。
- (60) <https://www.nolombroso.org/press/RispostaCommissioneEuropeaPatriciello.jpg>
- (61) [https://www.nolombroso.org/press/Interrogazione\\_M55\\_Bechis.jpg](https://www.nolombroso.org/press/Interrogazione_M55_Bechis.jpg)
- (62) [https://www.nolombroso.org/press/RispostalcomInternational\\_Roig\\_A.jpg](https://www.nolombroso.org/press/RispostalcomInternational_Roig_A.jpg), [https://www.nolombroso.org/press/RispostalcomInternational\\_Roig\\_B.jpg](https://www.nolombroso.org/press/RispostalcomInternational_Roig_B.jpg)
- (63) [https://www.nolombroso.org/press/Lettera\\_ICOM.jpg](https://www.nolombroso.org/press/Lettera_ICOM.jpg).
- (64) <https://www.nolombroso.org/press/IlComitatodeNoA.jpg>, <https://www.nolombroso.org/press/IlComitatodeNoB.jpg>
- (65) <https://www.nolombroso.org/press/GazzettaDelSudOnline.jpg>.
- (66) <https://www.nolombroso.org/press/IlDispaccio.jpg>.
- (67) [https://www.nolombroso.org/press/Diffida\\_A.jpg](https://www.nolombroso.org/press/Diffida_A.jpg), [https://www.nolombroso.org/press/Diffida\\_B.jpg](https://www.nolombroso.org/press/Diffida_B.jpg).
- (68) <https://www.lastampa.it/torino/2017/05/17/news/il-cranio-del-brigante-villella-puo-restare-al-museo-lombroso-1.34601404>, [https://torino.repubblica.it/cronaca/2017/05/17/news/i-giudici\\_il-cranio\\_del\\_brigante\\_villella\\_resti\\_al\\_museo\\_di\\_torino\\_-165617736/](https://torino.repubblica.it/cronaca/2017/05/17/news/i-giudici-il-cranio-del-brigante-villella_resti_al_museo_di_torino_-165617736/).
- (69) <https://torino.repubblica.it/cronaca/2017/05/17/news/cranio-165672059/>.
- (80) [https://www.nolombroso.org/press/Allegato2\\_Ordinanza.pdf](https://www.nolombroso.org/press/Allegato2_Ordinanza.pdf)
- (81) <https://www.nolombroso.org/press/Borrelli.jpg>.
- (82) [https://www.nolombroso.org/press/Schermata\\_2021\\_05\\_16\\_alle\\_192022.png](https://www.nolombroso.org/press/Schermata_2021_05_16_alle_192022.png).

- (83) Tannantuoni et al. [2015], p. 303. 本文に決議の日付はないが、委員会webサイトに掲載されている市長と評議員の連名の書簡画像 ([https://www.nolombrosoro.org/press/Adesione\\_Valnadrera.jpg](https://www.nolombrosoro.org/press/Adesione_Valnadrera.jpg)) に日付記載がある。なお、「委員会」webサイトに掲載されている「会員一覧」には一五三の自治体名があるが、イタリア北部（エミリア・ロマーニャ州以北）の自治体（すべて市である）は一五で、そのすべてがロンバルディア州であり、うち一三がレッジョ県にある。
- (84) Tannantuoni et al. [2015], pp. 313-314.
- (85) Tannantuoni et al. [2015], pp. 306-312. カウアッコがロンブロンズを題材とした楽曲“Ezechia da Verona”はYouTubeで動画を見られる ([https://www.youtube.com/watch?v=MWDPli-yhNA&ab\\_channel=dimiccobox](https://www.youtube.com/watch?v=MWDPli-yhNA&ab_channel=dimiccobox))。
- (86) Tannantuoni et al. [2015], p. 279.
- (87) Tannantuoni et al. [2015], pp. 319-322.
- (88) Tannantuoni et al. [2015], p. 328.
- (89) Tannantuoni et al. [2015], pp. 380-381. 同書 p. 381では、この計画を一七九九年にフランスの手からナポリ共和国を取り戻した「ファブリツィオ・ディオニージ・ルッフォ枢機卿の事業に例えている。
- (90) Tannantuoni et al. [2015], pp. 381-383.
- (91) Tannantuoni et al. [2015], p. 383.
- (92) Tannantuoni et al. [2015], p. 385.
- (93) Tannantuoni et al. [2015], pp. 421-422.
- (94) <https://www.nolombrosoro.org/press/PastedGraphic.jpg>.

参考文献 (webページのURLは本文脚注を参照のこと)

Tannantuoni, Domenico/Lodesani, Rossana/Schiraldi, Francesco Antonio, *Cento città contro il Museo Cesare*

- Lombroso - La barbarie della falsa scienza inventa le due Italie*, Milano, Mageses, 2015.
- Iannantuoni, Domenico/ Cefali, Francesco Antonio, *Perchè briganti?* (Kindle ed.), BookBaby, 2014.
- 北村晧夫『ナボリのマラディーナ―イタリヤにおける「南」とは何か』山川出版社二〇〇五年
- Milicia, Maria Teresa, “La protesta No Lombroso sul web. Narrative identitarie neo-meridionaliste”, *Etnografia e ricerca qualitative*, 2014, fasc 2, pp. 263-286 (Milicia [2014A])
- Milicia, Maria Teresa, *Lombroso e il brigante -Storia di un cranio conteso*, Roma, Salerno Editrice, 2014 (Milicia [2014B]).
- Milicia, Maria Teresa, “Il cranio di Giuseppe Villella e la nascita dell’antropologia criminale”, Montaldo, Silvano (a cura di), *Il Museo di Antropologia criminale CESARE LOMBROSO dell’ Università di Torino*, Milano, SilvanaEditoriale, 2015, pp. 160-166.